

平成25年度福島県公債管理特別会計予算

平成25年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,324,721千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		199,895
	1 財 産 運 用 収 入	199,895
2 繰 入 金		23,124,826
	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,164,931
	2 基 金 繰 入 金	4,959,895
3 県 債		21,000,000
	1 県 債	21,000,000
歳 入 合 計		44,324,721

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 公 債 費		44,324,721
	1 公 債 費	44,324,721
歳 出 合 計		44,324,721

平成25年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成25年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,304,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		1,654,767
	1 財 産 運 用 収 入	4,767
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,304,768

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		4,768
	1 基 金 管 理 費	4,768
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,304,768

平成25年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成25年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,489千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,575
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,575
2 繰 越 金		146,361
	1 繰 越 金	146,361
3 諸 収 入		164,553
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	164,161
	3 雑 入	391
歳 入 合 計		312,489



歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		312,489
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	312,489
歳 出	合 計	312,489

平成25年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成25年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,202,556千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		705,127
	1 繰越金	705,127
3 諸収入		497,429
	1 預金利息	3,696
	2 貸付金元利収入	493,677
	3 雑入	56
歳入合計		1,202,556

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		239,651
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	239,651
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		962,905
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	962,905
歳 出	合 計	1,202,556

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業高度化資金貸付金	平成 25 年 度 か ら 平成 26 年 度 ま で	1,793,000

平成25年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

平成25年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付、勘定収入		37,626
	1 繰入金	1
	2 繰越金	9,547
	3 諸収入	28,078
2 業務勘定収入		866
	1 繰入金	812
	2 繰越金	1
	3 諸収入	53
3 就農支援資金貸付勘定収入		60,121
	2 諸収入	24,543
	3 県債	6,710
	4 繰越金	28,868
4 就農支援資金業務勘定収入		383

款	項	金額
	1 繰入金	367
	2 繰越金	1
	3 諸収入	15
歳入合計		98,996



歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		98,996
	1 貸 付 勘 定	37,626
	2 業 務 勘 定	866
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	60,121
	4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定	383
歳 出	合 計	98,996

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付	6,710	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 政府資金	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定める利率	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第19条第3項に定める償還の方法
計	6,710			

平成25年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成25年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ264,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入		260,000
	1 繰越金	251,860
	2 諸収入	8,140
2 業務勘定収入		4,866
	2 繰越金	4,864
	3 諸収入	2
歳入合計		264,866

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		264,866
	1 貸付勘定	260,000
	2 業務勘定	4,866
歳 出 合 計		264,866

平成25年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成25年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 )

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	21,400
	3 諸収入	入	57,599
2 業務勘定収入			1,190
	1 繰入金	金	1,187
	2 繰越金	金	1
	3 諸収入	入	2
歳入	合 計		80,190

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金			80,190
	1 貸 付 勘 定		79,000
	2 業 務 勘 定		1,190
歳 出	合 計		80,190



平成25年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成25年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,484,354千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		4,702
	1 負担金	4,702
2 使用料及び手数料		938,988
	1 使用料	938,988
3 財産収入		2
	1 財産売払収入	2
4 繰入金		1,675,087
	1 一般会計繰入金	1,675,087
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		95,274
	1 雑収入	95,274
7 県債		770,300

款	項	金額
	1 県債	770,300
歳入合計		3,484,354

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		2,469,751
	1 ふ頭埋立造成費	2,064,956
	2 荷役機械整備費	220,713
	3 上屋管理運営費	56,553
	4 港湾施設管理運営費	127,529
2 相馬港港湾整備事業費		1,011,898
	1 ふ頭埋立造成費	941,510
	2 上屋管理運営費	51,109
	3 港湾施設管理運営費	12,005
	4 荷役機械整備費	7,274
3 中之作港港湾整備事業費		2,705
	1 ふ頭埋立造成費	2,705
歳 出	合 計	3,484,354

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	425,300	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	345,000			
計	770,300			

平成25年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,888,512千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2,922,094
	1 負 担 金	2,922,094
2 使 用 料 及 び 手 数 料		850
	1 使 用 料	850
3 国 庫 支 出 金		736,500
	1 国 庫 補 助 金	736,500
4 繰 入 金		12,890,743
	1 一 般 会 計 繰 入 金	12,890,743
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		24
	1 雑 入	24
7 県 債		338,300

款	項	金額
	1 県 債	338,300
歳 入	合 計	16,888,512



歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		16,888,512
	1 管 理 費	10,774,400
	2 建 設 費	1,401,000
	3 公 債 費	1,501,800
	4 繰 出 金	3,211,312
歳 出	合 計	16,888,512

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	11,500	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 整 備 費	326,800	2 借 入 資 金 政府資金その他		
計	338,300			

平成25年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成25年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,091,068千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入		3,049,083
	1 証 紙 収 入	3,049,083
2 繰 越 金		41,984
	1 繰 越 金	41,984
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		3,091,068

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,057,371
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,057,371
2 諸 支 出 金		3,697
	1 証 紙 買 戻 金	3,697
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,091,068

平成25年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成25年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ827,590千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		176,277
	1 国 庫 補 助 金	176,277
2 財 産 収 入		891
	1 財 産 運 用 収 入	891
3 繰 入 金		450,013
	1 一 般 会 計 繰 入 金	450,013
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		200,407
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	200,363
	3 雑 入	43
歳 入 合 計		827,590

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 奨学資金貸付事業費		827,590
	1 奨学資金貸付事業費	827,590
歳 出 合 計		827,590



平成25年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数       | 70件               |
| (2) 年 間 総 給 水 量   | 324,167,450立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 888,130立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,465,989千円
第1項 営 業 収 益	2,225,832千円
第2項 営 業 外 収 益	133,114千円
第3項 特 別 利 益	107,043千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,427,605千円
第1項 営 業 費 用	2,143,894千円

第2項 営業外費用 213,362千円

第3項 特別損失 70,349千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額992,351千円は、過年度分損益勘定留保資金708,040千円、当年度分損益勘定留保資金284,311千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,479,201千円

第1項 企業債 1,073,500千円

第2項 国庫支出金 174,600千円

第3項 出資金 228,507千円

第4項 工事負担金 2,592千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

第6項 雑収入 1千円

支 出

第1款 資本的支出 2,471,552千円

第1項 建設改良費 1,663,100千円

第2項 企業債等償還金 779,909千円

第3項 投資 1千円

第4項 国庫補助金等精算金 28,542千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	1,073,500千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、478,282千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 283,899千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,157千円と定める。

平成25年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 478,090平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	5,454,659千円
第1項 営業収益	4,991,969千円
第2項 営業外収益	19,480千円
第3項 特別利益	443,210千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	8,201,953千円
第1項 営業費用	7,561,818千円
第2項 営業外費用	196,925千円
第3項 特別損失	443,210千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額201,026千円は、過年度分損益勘定留保資金201,026千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,725,896千円
第1項 企業債	2,668,000千円
第2項 長期貸付金償還金	3,767千円
第3項 負担金	4,499千円
第4項 借入金	49,630千円

支 出

第1款 資本的支出	2,926,922千円
第1項 白河複合型拠点整備事業費	1,008,294千円
第2項 いわき四倉中核工業団地 第2期整備事業費	49,630千円
第3項 企業債等償還金	1,660,000千円
第4項 建設改良費	8,998千円
第5項 予備費	200,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
元利金債	1,660,000千円	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 銀行等引受資金	年10% 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮することができるものとする。
工業団地造成事業費	1,008,000千円	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 銀行等引受資金	年10% 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、938,949千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 92,544千円

(2) 交際費 30千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	田村西部工業団地	98,392平方メートル	売 却
		白河複合型拠点	379,698平方メートル	売 却



平成25年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		750床
一 般 病 床		482床
結 核 病 床		50床
精 神 病 床		206床
感 染 症 病 床		12床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年間患者数	78,424人
	1日平均患者数	215人
外 来 患 者	年間患者数	100,931人
	1日平均患者数	414人
(3) 建設改良事業		1,587,661千円
既設病院整備		13,172千円
資 産 購 入		182,756千円

会津医療センター整備事業

1,391,733千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	6,835,679千円
第1項 医業収益	3,420,028千円
第2項 医業外収益	3,412,789千円
第3項 特別利益	2,862千円

支 出

第1款 病院事業費用	7,876,342千円
第1項 医業費用	7,154,496千円
第2項 医業外費用	176,573千円
第3項 特別損失	545,273千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	3,477,153千円
第1項 企業債	795,200千円
第2項 負担金	1,674,000千円

第3項 補助金	424,901千円
第4項 他会計からの長期借入金	566,372千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	16,665千円
第6項 雑収入	15千円

支 出

第1款 資本的支出	3,477,153千円
第1項 建設改良費	1,587,661千円
第2項 企業債償還金	1,323,106千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	566,372千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	14千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新型SPD導入事業	平成26年度から 平成27年度まで	65,520千円
県立宮下病院CT装置保守契約事業	平成26年度から 平成30年度まで	23,625千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

資産購入費	154,500千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行	年10%以内	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	債券の発行価格は、知事が定める。政府資金その他	利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

会津医療センター整備事業費 640,700千円 同 上 同 上 同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,270,895千円

(2) 交際費 697千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、院内保育所運営費、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当等経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,454,818千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、750,434千円と定める。